

福岡市 コミュニティパーク事業の 手引き

令和 2 年 3 月発行

令和 6 年 4 月改訂

※はじめに※

普段利用する地域の公園について、気になっていることはありませんか？

下記の項目で共感できることをチェックしてみましょう！

コミュニティパーク事業が活用できるかも！？

地域の公園の“ココ”が気になる「チェックリスト」

- ☐ 子どもたちの遊び場として安心・安全な公園にしたい
- ☐ もっと花や緑のあふれる公園にしたい
- ☐ 公園で地域のイベントを開催したい
- ☐ 時間割を決めた公園の利用をしたい
- ☐ バーベキューや屋外活動ができる場所が欲しい
- ☐ 地域カフェやバザーなどのイベントを企画したい
- ☐ 地域住民の憩いの場がほしい
- ☐ もっと公園でいろいろなことがしたい！

※コミュニティパーク事業は、地域のみなさんのご希望により実施する事業です。全ての地域で実施するものではありません。

目次

1 コミュニティパーク事業について 1

- 1. 公園をとりまく環境の変化について 1
- 2. コミュニティパーク事業について 1
- 3. コミュニティパーク事業実施の効果 2

2 コミュニティパークの事業の流れを確認しよう！ . . . 3

〔1〕コミュニティパーク事業の始め方 5

- STEP 1：まずは、市へ相談しよう！ 5
- STEP 2：公園の利用圏域を決めよう！ 6
- STEP 3：みんなでルールと管理運営体制をつくろう！ . . . 7
- STEP 4：協定を締結し、地域のみなさんにお知らせしよう！ . . 10

〔2〕コミュニティパーク事業を始めたら 11

- 取組み 1：公園を運営しよう！ 13
- 取組み 2：快適な公園にしよう！ 19
- 取組み 3：公園のお手入れをしよう！ 21
- 取組み 4：支援メニューを活用しよう！ 31

〔3〕パークハウスでさらに公園を活用したいとき 35

- 1. パークハウスとは？ 35
- 2. パークハウスの設置条件 36

3 コミュニティパーク事業に関する Q&A 37

1

コミュニティパーク事業について

1. 公園をとりまく環境の変化について

【公園における課題】

市内の公園では「市一律のルールにより公園が使いづらい」「限られた財源の中での維持管理水準の低下」「公園愛護会などの担い手不足」「利用者層の変化に伴う公園に求められる機能の変容」などの「公園における課題」が生じています。また、公園の利用については、利用者のマナー（ゴミの放置やペット散歩等）、危険性を伴う行為（ボール遊び等）を注意・禁止してほしいという声も絶えず寄せられています。

【コミュニティにおける課題】

急速な高齢化、若者の減少、個人と地域社会との関係の希薄化などの社会状況が変化する中、「地域活動に参加する人の減少」「地域活動の担い手不足・固定化」「見守り・支え合い機能の低下」などの「コミュニティにおける課題」も生じています。

社会的状況の変化

- 急速な高齢化
- 担い手不足、固定化
- 見守り、支え合い機能の低下

～公園における課題～

- ・市一律のルールにより、公園が使いづらい
- ・限られた財源の中での維持管理水準の低下
- ・公園愛護会などの担い手不足

～コミュニティにおける課題～

- ・地域活動へ不参加
- ・担い手不足
- ・見守り、支え合い機能の低下

2. コミュニティパーク事業について

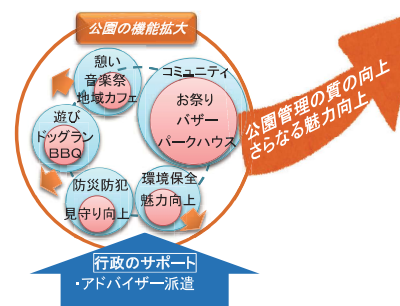
「コミュニティパーク事業」は、地域による公園の利用ルールづくりと自律的な管理運営によって、地域にとって使いやすく魅力的な公園づくりと地域コミュニティの活性化を目指す事業です。

具体的には、これまで行政が一律のルールで管理してきた公園で、地域で公園の利用ルールを定めることを認め、同時に地域による自律的な管理運営を行政がサポートする（コミュニティパーク）に移行します。これにより、公園利用の自由度が上がるとともに、公園を中心としたコミュニティ活動が活発化することで、公園・コミュニティ双方の課題解決に対処していくものです。

一律のルールによる運用



機能の
拡大



3. コミュニティパーク事業実施の効果

コミュニティパーク事業を実施することで、公園がより活用しやすくなり、地域の拠点として活かされる場となります。

① 地域独自のルールによる公園利用が可能になります

これまでの市内一律のルールではできなかった自由度の高い公園の使い方ができるようになります。親子での場所を決めたキャッチボール、手持ち花火など、地域のみなさんで利用ルールを定めることが可能となり、公園の使い方の自由度が高まります。

② 公園の使い方が広がります

バーベキューやドッグラン、フリーマーケットなどのこれまで実施の難しかったイベントの実施が可能となります。活用の幅が広がることで、地域コミュニティの活性化にもつながります。

③ 使用許可手続きがスムーズになります

イベントや地域のお祭りなどの公園の利用について、年間利用計画書を添付した許可申請により、手続きが簡略化されます。

④ 自分たちの手で独自の公園づくりができます

快適な公園づくりのため、花壇やベンチの設置など工夫をこらした独自の公園づくりができます。



※ パークハウスにより、公園の使い方がさらに広がります

1年以上のコミュニティパーク事業による公園の適切な管理運営を実施し、さらなる公園の活用を望み、設置条件を満たす場合、パークハウスの設置が特別に認められます。

さらなる活用を
望む場合

2

コミュニティパーク事業の流れを確認しよう！

全体の流れ

コミュニティパーク事業は、計画づくりから地域での話し合い・合意形成・地域住民へのお知らせなどいくつかの手順を経て開始されます。コミュニティパーク事業の流れをたどってみましょう！

〔1〕コミュニティパーク事業の始め方

STEP 1

まずは、市へ相談しよう！

>>> P.5 へ

コミュニティパーク事業をもっと知りたい、検討をしたい、わからないことなど、お気軽にお問合せください。

STEP 2

公園の利用圏域を決めよう！

>>> P.6 へ

発案自治会・町内会、自治協議会、市で話し合い、公園の利用圏域（話し合いを行う住民のエリア）を決めます。

STEP 3

みんなでルールと管理運営体制をつくろう！

>>> P.7 へ

公園利用ルールや管理運営体制を地域みなさんで話し合います。市が派遣するアドバイザーが話し合いをお手伝いします。

STEP 4

協定を締結し、地域みなさんにお知らせしよう！

>>> P.10 へ

コミュニティパーク事業の協定を締結し、その後は公園へのルール看板設置、利用圏域の住民への回覧などにより、事業開始のお知らせをします。

事業スタート！



〔2〕 コミュニティパーク事業を始めたら

取組み 1

公園を運営しよう！

>>> P.13 へ

新しい公園の使い方がスタートしたら、広場の利用調整やイベントの開催、地域ルールなどを実際に運用していきましょう。

取組み 2

快適な公園にしよう！

>>> P.19 へ

花壇、ベンチ、テーブルなど、魅力ある公園づくりのための独自の取組みをしてみましょう。

取組み 3

公園のお手入れをしよう！

>>> P.21 へ

公園をきれいに保つため、定期的な清掃活動や除草、中低木の剪定、害虫駆除などを実施していきましょう。

取組み 4

支援メニューを活用しよう！

>>> P.31 へ

助成金やアドバイザーの支援を受けて、公園の管理運営に活用しましょう。

公園の適切な管理運営が
できる地域において

1 年 以 上



さらなる公園の活用を望む場合
特別に実施可能

〔3〕 パークハウスでさらに公園を活用したいとき

各種条件を満たせば、

>>> P.35 へ

特別にパークハウスの設置が可能となります。

地域コミュニティの活性化を目的とし、公園との一体利用を行うための公園施設としてパークハウスを設置することができます。

〔1〕 コミュニティパーク事業の始め方

1. 事業を始めるまでに必要な事項

コミュニティパーク事業は、地域での話し合い・計画づくり・活動の実施などいくつかのステップを経て実現されます。コミュニティパーク事業を開始するまでの流れをたどってみましょう！

STEP 1

まずは、市へ相談しよう！

コミュニティパーク事業をもっと知りたい、検討をしたい、わからないことなど、興味があれば、お気軽にお問合せください。

□事業の対象となる公園を確認する

面積が2ヘクタール以下の地域に身近な公園・緑地・緑道が対象となります。

広さ	1,000 m ²	10,000 m ² (1ha)	20,000 m ² (2ha)
公園 種別	幼児公園	街区公園	近隣公園
	緑地・緑道		
事業の 対象	← 地域に身近な公園（面積2ha以下） →		

幼児公園

街区公園の一種であり、主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする0.1ヘクタール(1,000m²)未満の公園。

街区公園

主として街区内に居住する者に利用を供することを目的とする敷地面積0.25ヘクタール(2,500m²)を基準とした公園。

近隣公園

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする敷地面積2.0ヘクタール(20,000m²)を基準とした公園。

□問い合わせ

〒810-8620 中央区天神一丁目8番1号 市役所本庁舎 4階
福岡市 住宅都市局 公園部 活用課

(TEL) 092-711-4367
(FAX) 092-733-5590

みどり活用課にご連絡いただければ、事業の内容や手続きの進め方などについてご説明し、みなさんの地域に応じた進め方、課題解決方法などのご相談をお受けします。

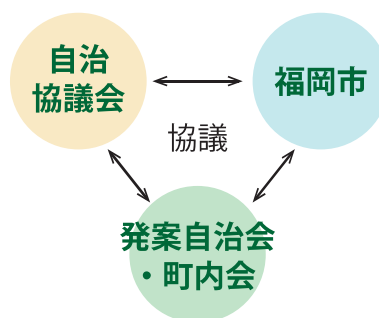
STEP 2

公園の利用圏域を決めよう！

発案自治会・町内会、自治協議会、市で話し合い、公園の利用圏域（話し合いを行う住民のエリア）を決めます。

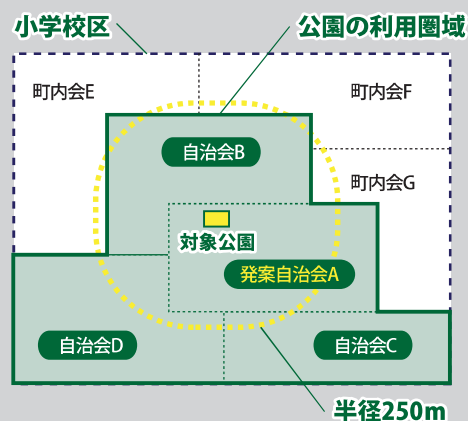
□公園の利用圏域（話し合いを行う住民のエリア）を決める

発案自治会・町内会と自治協議会、市の三者で話し合いを行い公園利用圏域を決定していきます。公園の種類によって、主な利用が想定される一定の範囲（半径250m もしくは 500m）の自治会・町内会に利用圏域に入るかどうか確認をしたうえで、決定していきます。



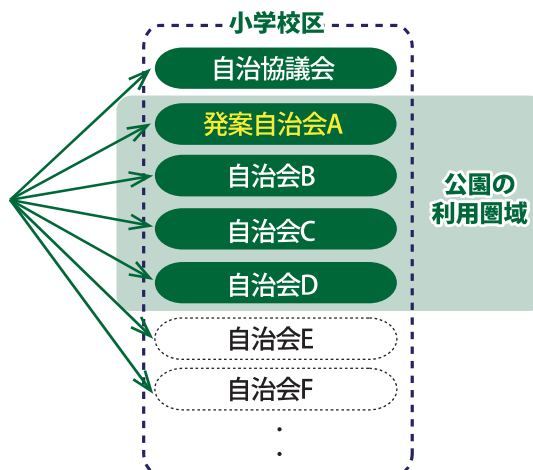
【公園の利用圏域とは？】

- ・コミュニティパーク事業を始めるにあたって、地域ルールの内容や運営委員会について話し合いを行う自治会・町内会の範囲です。
- ・対象となる公園を主に利用している方々が居住している範囲をもとに設定します。
- ・原則自治会・町内会単位としています。
- ・利用圏域は居住場所により公園の利用者を限定するものではありません。



□発案町内会から自治協議会へ報告、校区全町内会へお知らせ

発案自治会・町内会から自治協議会へ報告し、校区全自治会・町内会へ回覧板や掲示板などで利用圏域のエリアを地域住民に周知しましょう。



STEP 3

みんなでルールと管理運営体制をつくろう！

公園利用ルールや管理運営体制を地域みなさんで話し合います。市が派遣するアドバイザーが話し合いをお手伝いします。

☐コミュニティパーク事業の合意形成のための話し合い参加者の呼びかけ

地域住民のみなさんがコミュニティパーク事業について学び、公園の利用ルールと管理運営体制づくりを行うため、利用圏域内の全住戸へ案内を配布し、話し合いへの参加を呼びかけましょう。

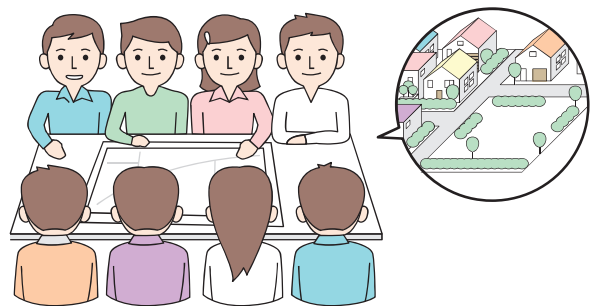
☐コミュニティパーク事業についてみんなで学ぶ

市が派遣するアドバイザーが、コミュニティパーク事業や公園の先進的な活用事例などを説明します。



□ワークショップで公園利用ルールと管理運営体制について話し合い、まとめる

発案自治会・町内会が主体となって利用圏域の住民とともに話し合い、公園利用ルールと管理運営体制をつくります。ワークショップの中で市のアドバイザーのノウハウも借りながら、集まった地域のみなさんで話し合いを進め、まとめていきましょう。



【ワークショップとは？】

- ・ワークショップとは、地域のさまざまな立場の人々が集まって意見や提案をまとめ上げていく、参加型の話し合いの場です。グループをつくり参加者は自由に意見を出し合い、お互いの考えを尊重しながら、議論を深めます。

＜プログラム例＞

ワークショップテーマ

『こんな公園になったらいいな』

- ・コミュニティパーク事業について、みんなで学ぶ
- ・話し合い①：公園のいいところを探してみよう（公園の魅力づくりについて考える）
- ・話し合い②：公園の改善点を考えてみよう（必要なルールづくりについて考える）
- ・話し合い③：公園の将来像を描こう（イメージを共有し、大きな方針をつくる）
- ・話し合い④：管理運営体制について話し合おう（具体的な管理・運営について決める）
- ↓
・全体での取りまとめ、総括

□みなさんに経過をお知らせする

話し合いの内容や結果については、利用圏域住民へ回覧するなど、十分な周知を行います。

【地域住民への意見の聴き方】

コミュニティパーク事業の運用は、公園を利用する地域のみなさんの理解が必要です。ここでは、地域のみなさんに周知する方法や意見を求める方法を紹介します。

〇〇公園コミュニティパーク通信



〇〇に関するアンケート



計画素案



【意見の求め方】

①公園の新しいルール of 案を考えたいとき、②コミュニティパーク協定書策定の中間時点で意見をもらうとき、③コミュニティパーク協定書の最終案を確認してもらうときなど、コミュニティパーク協定書を作成する各段階で、地域住民にお知らせし、自由に意見を言える場を設けることが大切です。回覧や公園内への掲示などにより、定期的に活動の進捗状況を報告したり、ワークショップやアンケートを実施するなど、意見を聴くことができる体制を整えましょう。

●活動を報告しましょう。

コミュニティパーク通信などを作成し、回覧または配布することで、地域のみなさんに活動を伝えることができます。その他、地域の掲示板やホームページなど、地域のみなさんの目に触れる場所で地域での公園の活用に関する情報を発信しましょう。また、問合せ先も併記して、いつでも意見を聴けるようにしましょう。

●ワークショップ等を開催し、直接話し合しましょう。

直接顔を合わせ、コミュニケーションを取りながら話し合いを進める方法は、お互いの意見を知る上で、有効な方法です。

●アンケートを配布しましょう。

ワークショップに参加できない方々にも意見を聴くことができる方法です。地域に住む多くの方々の意見を反映させるために役立ちます。

【計画素案に意見をもらう】

●公園の新しいルールの素案をお知らせしましょう。

公園の新しいルール（コミュニティパーク協定書）の素案ができたら、地域の方々にお知らせしましょう。このお知らせには「意見欄」を付けて、素案に対する意見を聴きましょう。1次素案、最終案など、計画づくりのいくつかの段階で意見をもらうことが望まれます。

●最終素案への意見に対応しましょう。

意見が出た場合は、その内容について、話し合しましょう。意見に応じた新たな計画素案を作成した場合は、再び最終素案としてお知らせしましょう。

STEP 4

協定を締結し、地域のみなさんにお知らせしよう！

自治協議会の承認を得て協定締結後、公園へのルール看板設置、利用圏域の住民へ回覧などにより事業開始のお知らせをします。

□最終確認し、市に申請して協定を締結する

コミュニティパーク事業を始めるには、市と協定を締結する必要があります。ワークショップや話し合いで決めた運営ルールを確認し、事業開始に向け、最終確認を行います。最終的には自治協議会に報告を行い、承認を得て運営委員会と市で協定書を締結し、事業を開始します。

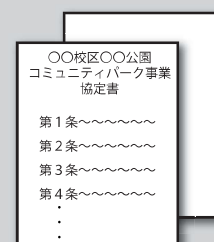
申請

確認



【協定書の項目例】

- 目的
- 依拠する法令など
- 対象公園
- 利用圏域
- コミュニティパーク運営委員会
- 公園の利用方針
(ルール・実施イベントなど)
- その他



□地域のみなさんに知ってもらう

結成した運営委員会から、利用圏域の住民へ回覧、町内や現地の掲示板に掲示するなどしてコミュニティパーク事業を開始したことで、その利用ルールや運営計画、管理運営体制についてお知らせしましょう。

運営委員会

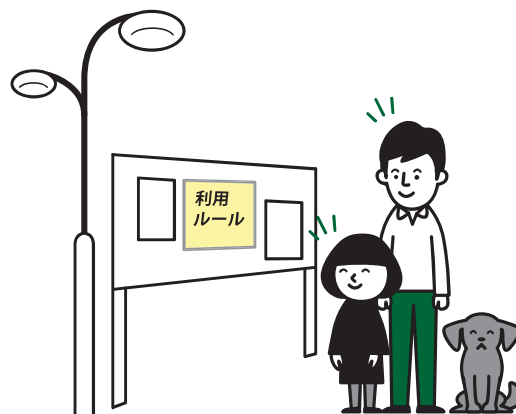
発案自治会A

自治会B

自治会C

自治会D

公園の
利用圏域



〔2〕 コミュニティパーク事業を始めたなら

事業をスタートしよう！

- 魅力的な公園づくりに取り組み、地域コミュニティの活性化へつなげていきましょう。
- 地域で対応が困難な場合は、随時公園管理者へご相談ください。
- ルールの見直しが必要な場合は、利用圏域の住民と話し合いましょう。
- 運営委員会と市の共働により、下記のような公園の管理活動を実施していきます。

◆地域の皆様(運営委員会)に行っていただくこと

公園の管理活動 ※

- | | |
|------------|------------------|
| ・清掃(トイレ含む) | ・利用上の注意、指導 |
| ・除草 | ・公園の利用調整(広場含む) |
| ・中低木の剪定 | ・協定、地域ルール違反指導 など |
| ・施設の定期点検 | |

共働連携

◆市が行うこと

- | | |
|-----------------------|------------------|
| ・アドバイザー派遣(管理運営のための助言) | ・違法行為に対する注意、指導 |
| ・高木の剪定 | ・法令の手続き |
| ・施設、遊具の修繕 | ・その他、地域では難しい維持管理 |
| ・危険な生物の駆除、樹木の消毒 | |

※公園の管理活動について

- コミュニティパーク事業では、運営委員会を中心として地域みなさまに、公園全体の管理運営を主体的に行っていただく必要があります。管理内容については、公園愛護活動により実施いただきます。

>>> P.20 ~ 30 取組み3へ

- 公園愛護活動には、基本活動(除草、清掃など)、選択活動(機械除草、中低木剪定、便所清掃)があり、その両方を実施していただきます。なお、公園愛護活動については市より報償費の交付があります。

>>> P.31 取組み4①へ

取組み 1

公園を運営しよう！

- ① みんなでルールを守る公園にしよう
- ② イベントで公園を活用しよう
- ③ 広場の利用調整をしよう

取組み 2

快適な公園にしよう！

- ① みんなが集い、くつろげる場をつくってみよう

取組み 3

公園のお手入れをしよう！

- ① 清掃活動を実施しよう
- ② 除草しよう
- ③ 中低木を剪定しよう
- ④ 公園施設を点検しよう

取組み 4

支援メニューを活用しよう！

- ① アドバイザーに相談しよう
- ② ルール看板を設置しよう
- ③ 花づくりの助成金を申請しよう
- ④ 公園愛護活動報償金を申請しよう

取組み 1

公園を運営しよう！

① みんなでルールを守る公園にしよう

利用上の注意、指導とは？

- みなさんで決めた地域ルールを守り、安心して使える公園にしていくために、地域でコミュニケーションを図り、みなさんが気持ちよく使える公園にしていきましょう。
- 公園の利用方針や地域ルールをみなさんが守っていけるよう、注意喚起やお知らせのために、公園の中でも声かけなどしていきましょう。

注意、指導のポイント

① 優しい言葉遣いを心がけましょう

トラブル防止や、お互いに気持ちよく公園を利用していけるよう、丁寧で優しい言葉遣いを心がけましょう。

② 日頃のコミュニケーションを心がけましょう

安全安心なコミュニティや公園づくりのために、運営委員会からの指導のみならず、地域の方々の日頃のコミュニケーションやあいさつを心がけましょう。

③ きちんとルールを知ってもらいましょう

ルールがわからずに、違反をしてしまう利用者もいるかもしれません。声をかけてルールをわかりやすく教えてあげましょう。

④ 地域のみなさんでマナーのある公園づくりをしていきましょう

公園はコミュニティの重要な拠点の1つです。運営委員会の方々だけでなく地域全体でルールやマナーを守るよう心がけ、みなさんが安心して過ごせる快適な公園づくりを行いましょう。

注意点

- 公園施設を壊したり、不法投棄など、運営委員会に対処できない内容については、区役所へすみやかに報告してください。
- ルール看板の設置は、市が行います。

取組みのご紹介



●直接注意する場合



こんにちは。公園を管理している運営委員会のものです。この公園は自転車の乗り入れを禁止するルールをみんなで決めました。みんなで決めたルールですので、自転車は押していただくよう、ご協力をお願いします。この公園のルールの詳細は看板にも書いてありますので、ぜひご覧ください。



こら！だめじゃないか！自転車の乗り入れは禁止！すぐに降りなさい！



丁寧な言葉遣いを心がけましょう。

みなさんが見える位置にルール看板を設置します。

●ルール看板の設置

本事業を開始したら、地域ルール看板を公園入口に市が設置します。



犯人を特定し、個人を非難するようなことはやめましょう。

●掲示板などで注意喚起する場合



お 願 い

●●のルールが守られていないことがあります。みんなで決めたルールです。ルールを守ってみんなが気持ちよく使えるように心がけましょう！



犯人特定！

●●のルールを守れていない人がいます！下記の者は、公園利用禁止とします！
・〇〇太郎さん
・△△花子さん

取組み 1

公園を運営しよう！

② イベントで公園を活用しよう

どんなイベントが開催できる？

- 地域コミュニティの活性化を目的としたイベントが開催できます。
- 例：夏祭り、音楽祭、地域カフェ、フリーマーケット、バーベキューなど

イベント開催のポイント

① より多くの方が参加しやすくなるよう配慮しましょう

特定の利用者だけが参加できるものではなく、誰もが楽しめるイベントを企画しましょう。

② 役割を分担して円滑に開催しましょう

一部の人だけに役割が偏らないよう、地域で多くの方の協力を得て、無理のない運営を行い、主催する側も楽しめる企画になるよう取り組みましょう。

③ 周知を工夫しよう

公園内の掲示板や地域の回覧板、チラシなどを活用し、イベントの告知を工夫するなど、より多くの方に情報を届けましょう。

④ 年間利用計画書を提出しよう

毎年、年度のイベントスケジュールを示した「年間利用計画書」（イベントの実施計画平面図を添付すること）を添付した許可申請により、イベント毎の利用申請が不要となります。

注意点

イベントについては、いくつか決まりごことがあります。イベント等を開催する際は、下記の内容を踏まえて企画しましょう。

- イベントの実施は、年間30日以内かつ1つのイベントにつき5日以内の開催となっています。
- 運営委員会主催のイベントであれば、飲食・物販等の金銭のやりとりを行うことができます。また、イベントに出店した事業者等からイベント運営費（人件費や公園管理費）を徴収することができます。ただし、運営委員会主催以外のイベントでは、公園利用者や事業者等から金銭を受け取ることはできません。
- 必要に応じ各所管の行政機関（消防局や保健所など）に対して、運営委員会の責任のもとで所定の手続きを行う必要があります。

取組みご紹介



●お月見コンサート（百道浜中公園）

公園を活用し地域住民との親睦を目的として、中秋の名月がみられる時期にコンサートを開催し、地域みなさんに喜ばれています。



公民館や校区内の自治会にも周知し、多くの方に喜ばれています。

公園とパークハウスをセットで使うことで効果的なイベントになりました。

●餅つき大会（田隈中公園）

町内の親睦を図る餅つき大会を実施。屋外ではかまどでの炊き出し、餅つき、パークハウスの中では、子どもたちと一緒に餅を丸めたり、きな粉やおろし餅、あんこなど味付けを行っています。



●買い物支援イベント（下月隈中央公園）

協力事業者と連携し、高齢者など買い物に困っている方向けに、地域の中央にある公園で臨時販売所を開設するイベントを実施しています。

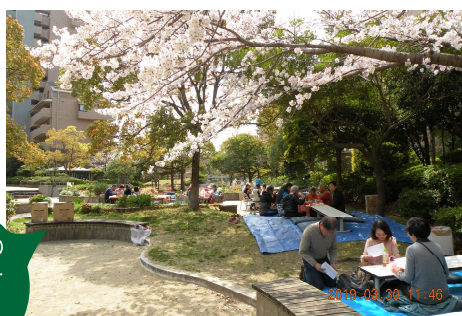


住み慣れた地域で安心して住み続けられるように仕組みをつくっています。

公園のサクラの開花に合わせてお花見親睦会！

●お花見親睦会（百道浜中公園）

地域住民の親睦を図る、お花見を開催しています。当日はお花見弁当、ソフトドリンク、ビール、おでんのコーナーも準備し、多くの方が集まる賑やかな会となっています。



③ 広場の利用調整をしよう

広場の利用調整とは？

- 公園は、様々な目的で多くの人々が利用します。通常、個人や複数人で、ボール遊びや公園の遊具を使ったり、ほかの利用者と譲りあいながらの利用は自由です。
- ただし、地域のイベントや定期的なグラウンドゴルフなど、他の利用者に影響のあるような公園の利用を行う際は事前に調整を行う必要があります。誰もが気持ちよく公園を利用できるように公園を運営しましょう。

利用調整のポイント

① 時間帯を調整しよう

団体で予定を決めて広場などを利用する際は、なるべく利用者の少ない時間にしたり、子どもたちがよく使う利用時間帯に被らないようにするなど、効率よく多くの方が利用できるように配慮しましょう。

② 周知に努めましょう

公園内の掲示板などを活用し、イベントや団体利用の日時をお知らせし、みなさんに公園についての利用状況がわかるように配慮しましょう。

③ 利用グループが偏らないように気をつけましょう

公園はみなさんのものです。より多くのグループや人々が利用できるように配慮しましょう。

④ 利用範囲をわかりやすくしよう

利用する範囲は必要な部分だけにして、他の利用者も十分に利用できるようにしましょう。特に、休養場所や子どもたちが利用する遊具のある場所は、みなさんが使えるようにしておきましょう。

注意点

- 既に定期的に利用している団体がいる場合
コミュニティパーク事業を実施していることの主旨を理解してもらい、協力をいただきながら公園利用の調整を行っていく必要があります。

取組みご紹介



●グラウンドゴルフ（下月隈中央公園）

グラウンド部分を利用し、老人会が週2回グラウンドゴルフを行っています。子どもたちの利用が少ない平日午前中に、曜日を決めて行い、開始時には公園の清掃も併せて実施されています。



定例のグラウンドゴルフ
& お掃除活動で
みんなで気持ちよく
公園利用！

掲示板は
地域のみんなの
コミュニケーション
ツール！



●掲示板の活用（田隈中公園）

公園の入り口にある掲示板には、公園の行事や、パークハウスの開館時間を掲示しています。また、公園独自のおたよりを発行し、地域の情報のお知らせやイベントの開催報告などを行い、情報共有を行っています。

●ガーデンカフェ

（百道浜中公園周辺一帯）

公園のみどりやお花を眺めながら、青空カフェを定期開催しています。コーヒーやカレー、スイーツなどを提供したり、お花のアレンジメント教室を実施したりしています。



住民同士の交流や、
高齢者の外出の
きっかけづくりに
なっています

① みんなが集いくつるげる場所をつくってみよう

どんなことができる？

- コミュニティパーク事業を実施する公園では、魅力ある公園づくりのための公園づくりができます。
- 公園施設（花壇、テーブル、ベンチなど）を設置する場合は、許可が必要となりますので、区役所へご相談ください。
- 公園に設置するものであるため、安全性、公共性に十分配慮しなければなりません。また、公園の利用状況などにより、設置できない場合もございます。

公園施設設置のポイント

① 魅力ある公園づくりの視点をもちましょう

多様な公園利用を想定し、みなさんにとって魅力ある公園となるよう計画しましょう。また、公園に設置するものとして相応しいものとなるよう、しっかり検討しましょう。

② 維持管理を行いましょう

設置した施設は、運営委員会の責任のもと、管理を行わなければなりません。定期的な点検や、可動式の場合は夜間に屋内に収納するなど、安全管理に十分配慮しましょう。

③ 適切な配置を検討しましょう

公園の通路をふさいだり、遊具の近くに配置したり、通常の公園利用の邪魔になったり、危険のないように配慮しましょう。

④ 適切な素材を選びましょう

子どもたちは、大人が思いもよらないような遊びを行なうものです。鋭利な部品や破損で、けがなどがなく十分に配慮しましょう。また、公園の景観に調和する素材（木、石材などの自然素材）を選びましょう。

注意点

- 公園施設の設置は、区役所の許可を得る必要があります。
- 公園内の駐車場設置は原則できません。
- 花壇については、とげなどがあり、けがの原因となるものや野菜や果実など収穫用のものについては、植栽できません。
- 花壇づくりについては、「地域の花づくり活動支援事業」（P.34）も活用してみましょう。
- 公園施設の自主的な設置、管理、撤去は運営委員会の責任で行っていただきます。

取組みのご紹介

●花壇

園路沿いや公園の入り口、ちょっとしたスペースなどに花壇をつくり、四季折々の花々などで公園を彩り、他の公園にはない自分たちオリジナルの公園の魅力づくりを行っています。



●テーブルベンチ

手作りのテーブルベンチを設置し、憩いの場を創出しています。



●駐輪場

公園内の一角に駐輪スペースと看板を設け、駐輪ルールをつくりました。



路上駐輪問題が
解決しました！

●腐葉箱

公園の隅に、落ち葉を溜める腐葉箱を設置し、花壇や樹木の肥料として利用しています。



ゴミも減って、
一石二鳥！

【イベントとして】

●プレーパーク

適切に見守り・運営を行うことで、手作りの遊具や材料を使い、のびのびと自由な発想で遊ぶことができる“冒険遊び場”を設けることも可能になります。



●ドッグラン

エリアを区切り、時間を限定するなど、適切にルールを設けることで、ドッグランも可能です。



取組み3

公園のお手入れをしよう！

① 清掃活動をしよう

清掃活動の内容は？

- 魅力ある公園づくりのためには、地域のみなさんの協力が必要です。気持ちよく利用できる公園となるよう心がけましょう。
- 公園の清掃や除草など日常的な管理をお願いします。

清掃活動のポイント💡

① ゴミのない公園を目指しましょう

落ち葉やゴミを拾い、きれいな公園の維持に心がけましょう。みなさんで取り組むことでゴミの放置も減ります。



ゴミが落ちていませんか？

落ち葉が溜まっていますか？

② トイレをいつもきれいに

気持ちよく安心して使えるトイレの維持に心がけましょう。



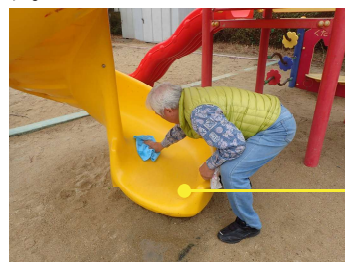
壁や床は汚れていませんか？

便器を磨きましょう。

きれいに保つと
きれいに使ってもらえる！

③ 公園施設もひかひかに！

子どもたちが安心して遊べるよう、ベンチや遊具など点検もしながらきれいにしましょう。



遊具が汚れていませんか？



砂場に、ゴミや犬のふんなどが放置されていませんか？



手洗い場はきれいに保たれていますか？

磨くだけでこんなにピカピカに！

注意点

●清掃用具について

使用箇所や目的に合わせて、清掃用具を準備し、適切に保管・管理を行ってください。

掃除用具例：くまで、ほうき、ちりとり、ゴミ袋、軍手、トンガ、雑巾 など

●地域で対応が困難な内容について

不法投棄や落書き、トイレのつまり、側溝のつまりなど、地域で対応が困難な内容については、区役所へ相談してください。また、危険物や中身の不明な不審物等については、区役所または警察にすみやかに連絡してください。

●ゴミ収集について

地域の公園では、ゴミ箱は設置せず利用者みなさんにゴミの持ち帰りをお願いしています。ただし、清掃活動で出たゴミについては、区役所と協議して、回収方法を確認してください。

●愛護会活動について

愛護会活動については別途、手続きと月ごとの活動報告書の提出などが必要となりますので区役所にご相談ください（P.31）。

取組みのご紹介

下月隈中央公園では、夏季（5～10月）は、各組から担当を決め町内の清掃とあわせて公園の清掃活動を実施しています。草の茂りにくい冬季（11～4月）は、老人会のみで毎月一回清掃を実施しています。このほかに、グラウンドゴルフでの利用とあわせ、老人会での清掃活動を週3回実施しています。また、手の届く範囲で藤棚の剪定も積極的に行っています。



② 除草しよう

除草活動の内容は？

- 草を取り除くことで公園内の見通しをよくし、公園の美観を保ちましょう。
- 手取り除草や、鎌などの道具を用いたり、スキルがある場合は機械を活用して除草を行い、雑草の状況や参加者の力量に合わせて出来る範囲で行ってください。

除草活動のポイント

① 手取り除草を行うとき

定期的に、草が生い茂らないよう心がけ、除草を行いましょう。

② 道具や機械を活用してみよう

草刈り鎌などの道具や刈払機などの機械を用いて実施することもできます。機械除草を行う場合は、年2～3回を目安に実施しましょう。道具や機械の使用は、危険も伴いますので、取り扱いには十分注意しましょう。

③ 下記の、効果がある時期を狙いましょう

- ・ 3～4月 ：草の芽が出てすぐの小さいとき
- ・ 6～7月 ：梅雨時期で草が伸びやすい
- ・ 9～10月 ：夏以降伸びた分

④ 役割を分担してみなさんで取り組みましょう

当番制にする、あらかじめ役割や当番を決めておくなど、継続的に取り組む仕組みをつくりましょう。

注意点

- 刈払機などの機械を使用する場合は、専用ゴーグルや作業着、グローブをするなどして、取り扱い説明書をよく読んで使用しましょう。特に、周りに人がいないか、作業範囲に小石や空き缶などが落ちていないか確認して作業を始めましょう。
- 作業時には動きやすく安全な服装（長袖、長ズボン、軍手、帽子）に着替えましょう。
- 除草活動で出たゴミについては、あらかじめ区役所と協議して、回収方法を確認してください。
- 愛護会活動については別途、手続きと月ごとの活動報告書の提出などが必要となりますので、区役所にご相談ください（P.31）。

取組みのご紹介

●百道浜中公園では、毎月第3土曜の朝9時～11時の時間に、運営委員会と花俱樂部（地域で花壇づくりに取組む団体）とともに、維持管理活動を行っています。



手取りの除草と合わせて、花がら摘みなど花壇の手入れもしています

刈払機を使った芝の手入れは得意な人が担当しています



刈った草は、くまでを使ってきれいに集めます

最後はゴミ袋にまとめて収集してもらいます



周囲に人がいないか確認！

ゴーグル、帽子、軍手を着用！



すっきりと除草され、気持ちのいい空間が保たれています

花壇が華やかに映え、緑が生き生きとした公園となっています



③ 中低木を剪定しよう

剪定作業の内容は？

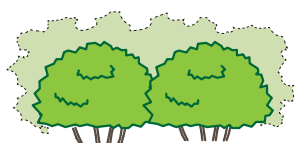
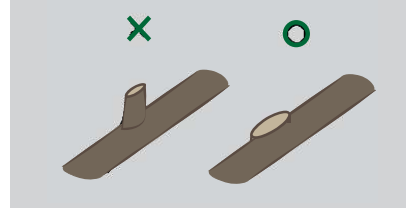
- 中低木について、剪定・管理を行ってもらいます。
- 自然に樹冠が整うものについては剪定の必要はありませんが、生垣形、球形、円柱形、シダレ形、株立形などは一定の形に整える場合に、剪定を行いましょう。

剪定のポイント💡

① 中低木を剪定しよう

- 下記のような枝を切りましょう。
 - ・人の目線の高さに伸びている枝
 - ・通路に伸びた枝や人に危険が及ぶ恐れのある枝
 - ・枯れた枝
 - ・必要以上に伸びた枝
 - ・道路や隣地に伸びた枝 など
- 花や新しい芽が生える時期、樹種による性質に留意しましょう。
- 飛び出た枝、茂りすぎて見通しが悪くなっている枝、通路へはみ出している枝などは剪定しましょう。

【切り口のイメージ】



円形刈込



角形刈込



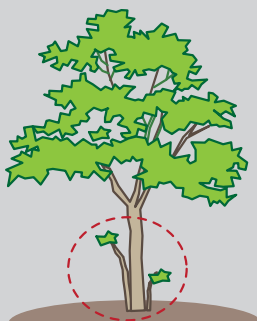
シダレ形

【高木の手入れ】

放っておくと樹形も乱れ、危険もあります。可能なら、手入れもやってみましょう。

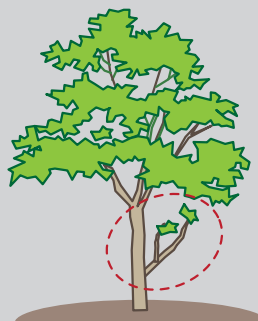
●ひこばえ

根から伸びた新芽です。付け根から切りましょう。切り口が飛び出ないように注意して切りましょう。



●胴ふき枝

幹の途中から出ている枝です。付け根から切りましょう。



②中低木の樹形別・主な樹種別剪定法を確認しよう

	名称	基本樹形	樹種	剪定の方法
中木	球形		キョウチクトウ、トウネズミモチ、ネズミモチ、ムクゲ、ハマボウ、ヒサカキ、フヨウ	切り詰める他、できるだけ短く伸びた新生枝を残し、長い方の枝を切り返す。
	円柱形又は長卵形		ウバメガシ、カイツカイブキ、サカキ、カナメモチ、キンモクセイ、サザンカ、コノテガシワ、サンゴジュ、モッコク、ヒイラギ、ヤブツバキ	自然に樹冠が整うものは特に必要ないが、一定の形に整える場合は、立枝の間引き、切り詰め、切り返しを行う。
低木	盃状形		カンツバキ、キリシマツツジ、サツキ、シモツケ、シャリンバイ、タマイブキ、ジンチョウゲ、トベラ、ハクサンボク、ハマヒサカキ、ツゲ、モッコク	徒長枝の切りつめを重点に特に枝が混んでいる場合に枝抜きを行う程度。
	シダレ形		ウツギ、エニシダ、キンシバイ、ハギ、コデマリ、ハコネウツギ、アベリア、ビヨウヤナギ、ヤマブキ、ユキヤナギ、レンギョウ	しだれる新生枝に魅力があるので、徒長枝を中心に枝抜きで自然の形を保つようにする。
	株立形		アジサイ、トサミズキ、ハクチョウゲ、ドウダンツツジ、ナンテン、ロウバイ、ヒイラギナンテン、ヒュウガミズキ、フヨウ、ムクゲ	仕立ての高さに合わせて切り詰める。
地被	葡萄状		キズタ、ハイバクシン、テイカカズラ	垂直に伸びる徒長枝を切り詰める。
生垣	角形		レッドロビン、イヌマキ、サザンカ、	目的にあった高さに応じて刈り込む。

注意点

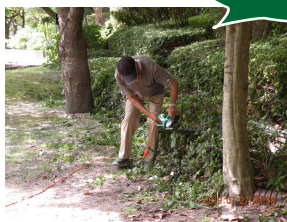
- 剪定用はさみ、ノコギリ、ごみ袋、脚立など、道具を使用する際は安全面に十分注意し作業を行いましょう。
- 作業時には動きやすく安全な服装（長袖、長ズボン、軍手、帽子）に着替えましょう。
- 高木の剪定や車道での作業など危険を伴うものは、市で対応します。
- 自分たちの手に負えない部分や、危険なところがあり早急に対応すべき部分を発見した場合や危険害虫など発見した場合は、区役所までご連絡をお願いします。
- 愛護会活動については別途、手続きと月ごとの活動報告書の提出などが必要となりますので区役所にご相談ください。（P.31）。

取組みのご紹介

電動トリマーで
きれいに管理！

●百道浜中公園

毎月 1 回、定期的な清掃活動の際に、中低木をチェックし、伸びた部分があれば剪定を行っています。すっきりときれいな樹形が保たれています。



◇剪定の時期について◇

樹木には花がきれいに咲いたり、実のつくものがあります。適切に管理することで、四季折々の花をより一層楽しむことができます。下記に、主な樹種の剪定例を示します。

樹種	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
キョウチクトウ												
サンゴジュ												
カイツカイブキ												
ハクサンボク												
カンツバキ												
ツバキ												
サザンカ												
ロウバイ												
レンギョウ												
ユキヤナギ												
コデマリ												
ヤマブキ												
ツツジ												
クチナシ												
フヨウ												
アベリア	※年2～4回程度			①	②	③	④					
その他低木	※年1～2回程度				①					②		

◇熱中症の対策について◇

●熱中症に注意しましょう

管理活動を行う際は、炎天下の中や暑いときなどは無理をせず、こまめに休憩をとりながら、水分や塩分補給をするよう心がけましょう。

◇害虫が発生したら◇

- 日常の公園管理の中で、樹木を観察し、害虫が発生していないか注意して観察するようにしましょう。地域のみなさんの日頃の意識によって、早期の発見と対応が可能になります。
- 害虫の駆除は危険性が高く、薬剤を用いる場合は周囲への影響もあることから、害虫を発見した場合は、原則としてすみやかに区役所へ連絡しましょう。

【害虫駆除のポイント】

①よく観察して、早期に発見しよう

害虫が発生しやすい樹種は限られています。日頃から注意して観察するようにしましょう。

②直接触れないこと

長袖、手袋を着用するなど、直接触れないように十分に気を付けましょう。

③捕殺を試みる場合

発生が小規模で捕殺を行いたい場合は、剪定ばさみ等を利用し、害虫がついた葉、枝を剪定し、切断した枝葉はビニール袋等に収集します。無理な捕殺は危険ですので区役所に連絡するようにしましょう。薬剤は、周囲への影響があるので使用しないでください。

④危険を周知しましょう

害虫発見後、駆除が完了するまでの期間は、公園利用者が近づかないよう、看板を設置するなど危険を周知しましょう。

⑤毒に注意しましょう

チャドクガやイラガなど、毒をもつ害虫には特に注意を払いましょう。

●チャドクガ

- ・サザンカやツバキに発生しやすい黄色～茶褐色の毛虫。
- ・毛に毒があるので、死骸も注意しましょう。

●イラガ類

- ・サクラ、ケヤキ、カエデなどに発生しやすい黄緑や褐色の幼虫。
- ・冬のうちに、まゆを掻き落とすことも効果的です。
- ・幼虫のとげには毒があるので、注意しましょう。

④公園施設を点検しよう

公園施設点検の内容は？

- 遊具やベンチ、柵などの公園施設について、地域みなさんに日頃から点検を行ってもらうことで、公園施設の不具合の早期発見につながり、いつも安全で快適な公園を保つことができます。
- 日頃から安全意識をもって、施設を見回すよう心がけましょう。
- 公園施設に不具合を発見した場合は、区役所まですみやかにご連絡をいただき、使用禁止の張り紙などの掲出をお願いします。

公園施設点検のポイント

①早期発見が事故防止につながります

公園清掃のときなどに、目視を中心とした日常点検を行い、普段から注意してみましょう。

②いろんな角度から点検を行いましょう

目視だけではわからない場合もあります。公園施設の特徴に合わせた点検をしましょう。

- 目視：目で見てチェック。裏側や隠れた部分も全体的に眺めましょう。
- 触診：直接触ったり、動かしたりしてみて、ぐらつきや動作の確認をしてみましょう。

③公園施設の特性に合わせた点検項目を意識しましょう

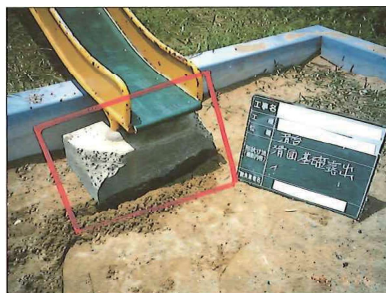
点検してもらう公園施設は、主に下記のようなものがあります（愛護会の手引き参照）。

- 遊具施設：ブランコ、鉄棒、すべり台、砂場 など
- 管理施設：フェンス、車止め、照明灯、便所、排水溝
- その他：樹木、パーゴラ、ベンチ

点検内容例

- ☐ 破損やすり減りはありませんか？
- ☐ サビが発生していませんか？
- ☐ 木部のささくれや、釘の飛び出しなどはありませんか？
- ☐ 遊具にがたつきはありませんか？
- ☐ フェンスや柵の破損はありませんか？
- ☐ 照明はきちんと機能していますか？
- ☐ 排水溝の詰まりや蓋のズレはありませんか？
- ☐ ベンチやあずまやに腐食や破損はありませんか？
- ☐ 砂場に異物や石、動物のフンなどが混入していませんか？
- ☐ 金属の支柱などは根際がさびてまろくなっていますか？
- ☐ 公園の樹木の中に枯れた木や枝はありませんか？
- ☐ 中低木に害虫が発生していませんか？ など

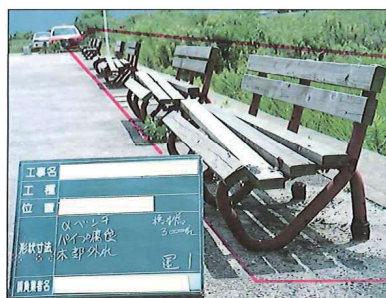
参考事例のご紹介



すべり面の基礎 部露出
基礎部への接触 により負傷の可 能性有り
安全性

安全性に問題がある

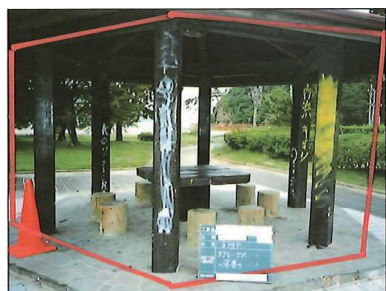
すべり台の基礎のコンクリートが露出しています。この状態では、遊具を使う子どもがけがをする恐れがあります。



ベンチの座板破 損及び脚部腐食
ベンチとして機 能することがで きないだけでな く、子供たちが 遊んで負傷する 可能性有り
安全性・機能性

安全性・機能性に問題がある

ベンチの座面が破損しています。ベンチとして機能していないうえに、子どもたちが遊んでけがをする恐れがあります。



落書き
美観上好ましく なく、休息空間 としては快適と はいえませんが ない
美観

美観に問題がある

東屋の柱に落書きがあります。公園の美観上好ましくなく、休息空間として快適とはいえません。

注意点

- 地域のみなさんに行っていただく日常点検以外に、市にて定期的な点検を実施しています。それでも、発見できない不具合や破損は発生します。みなさんの日頃からの安全意識が、事故のない公園運営につながります。
- 不具合や危険な状態の公園施設を発見した場合は、使用禁止の張り紙などで注意喚起を行い、すみやかに区役所にご連絡をお願いします。
- 愛護会活動については別途、手続きと月ごとの活動報告書の提出などが必要となりますので区役所にご相談ください。（P.31）。

取組み 4

支援メニューを活用しよう！

① 公園愛護活動報償金を申請しよう

公園愛護活動とは？

公園はいつも清潔に、誰もが利用しやすいようにしておくことが大切で、それには地域のみなさんの協力が必要です。そこで、地域で結成していただいたボランティア団体「公園愛護会」に、公園の清掃や除草などの管理をお願いしています。

公園愛護会の活動には「基本活動」と「選択活動」があり、活動する公園面積や活動内容に応じて、市では報償金を交付しています。

コミュニティパーク事業を行う公園においては、公園の管理を地域におまかせすることとなるため、運営委員会を愛護会として登録いただき、基本活動と選択活動の双方を実施いただきます。また、公園の管理内容に応じた報償金の交付を受けることができます。

コミュニティパーク事業

愛護会活動

基本活動

選択活動

公園愛護会活動報償金（選択活動）

+

公園愛護会活動報償金（基本活動）

基本活動とは？

公園愛護会において実施いただく、公園の清掃や除草などの日常的な管理作業が基本活動です。

- 月 1 回以上の公園の除草・清掃
- 公園の利用者に対する、利用上の注意・指導
- 月 1 回以上の遊具等の調査点検
- 月 1 回の活動報告

報償金について

活動する公園面積に応じて、年に 1 回報償金を交付しています。

愛護会活動面積	年額
1,000 平方メートル未満	28,000 円
1,000 平方メートル以上～ 2,000 平方メートル未満	30,000 円
2,000 平方メートル以上～ 3,000 平方メートル未満	32,000 円
3,000 平方メートル以上～ 4,000 平方メートル未満	34,000 円
4,000 平方メートル以上～ 6,000 平方メートル未満	36,000 円
6,000 平方メートル以上～ 8,000 平方メートル未満	38,000 円
8,000 平方メートル以上～ 10,000 平方メートル未満	40,000 円
10,000 平方メートル以上	42,000 円

選択活動とは？

愛護会の基本活動に加え実施いただくことのできる、機械除草、中低木剪定、便所清掃が選択活動です。

コミュニティパーク事業では、これらの公園管理もおまかせすることになりますので、基本活動の報償金に加え、活動内容に応じた報償金も交付することができます。

実施内容と報償金について

1. 機械除草

公園の除草を機械などで実施した場合に、作業面積に応じた報償金を交付いたします。
※年間2回以上実施する必要があります。

＜報償金＞ 1,000 平方メートル未満 30,000 円 / 年
～ 2,500 平方メートル以上 65,000 円 / 年

2. 中低木剪定

中低木の剪定を実施した場合に、作業面積に応じた報償金を交付いたします。

＜報償金＞ 50 平方メートル未満 3,000 円 / 年
～ 200 平方メートル以上 23,000 円 / 年

3. 便所清掃 ※公園に便所がある場合

公園の便所清掃作業です。公園の利用状況などに応じて清掃回数は選択可能で、回数に応じた報償金を交付いたします。

＜報償金＞ 週 1 回実施 50,000 円 / 年
週 2 回以上実施 100,000 円 / 年

問い合わせ

※詳しい内容や手続きについては、各区役所の公園管理者にお問い合わせください。

②アドバイザーを派遣してもらおう**どんな場合にアドバイザーを派遣してもらえる？**

- 「公園の管理方法がわからない」、「公園の運営に悩んでいる」、「公園をもっと活用したい」など相談したい内容がある場合、公園管理・運営に詳しいアドバイザーを派遣します。
- お困りごとがある場合は、巻末のお問合せ先へご連絡ください。



③花づくりの助成金を申請しよう

花づくりの助成金とは ?

地域の花づくりを応援します！

地域の花づくり活動支援事業

(公財)福岡市緑のまちづくり協会では、地域の花づくり活動支援事業を実施しています。これは、市民のみなさんと結成された団体が自主的に取り組む緑化活動を育成・支援する事業です。緑の普及啓発、地域の環境改善、地域コミュニティづくりなどを目的としています。

対 象

市内にある街路樹・植栽帯や公園などの公共用地、空地などにおいて花壇づくりを行う活動で、花壇などの面積が10平方メートル以上のもの

助成金

認定後5年間／年間1平方メートルあたり2,000円（上限20万円）

認定後6年目以降／年間1平方メートルあたり1,000円（上限10万円）

※初年度、下半期認定の団体は半額になります。

※助成金の交付を受けるには「地域の花づくり活動団体」として、認定を受けなければなりません。

※申請期間は毎年2回です。詳しくは下記にお問い合わせください。

問い合わせ

(公財)福岡市緑のまちづくり協会

みどり課 電話 092-822-5832

福岡市緑のまちづくり協会 緑の活動支援事業

検索

〔3〕 パークハウスでさらに公園を活用したいとき

1. パークハウスとは？

- 地域がつくる、魅力的な公園づくりと地域コミュニティの活性化を目的とした公園施設です。
- 公園施設として、一般の利用に供されるもので、だれもがいつでも自由に使える施設として設置が可能となるものです。
- デッキを設け、見通しのよいつくりになければならないなど、公園と一体的に活用するための施設となります。
- 運営委員会がコミュニティパーク事業協定に基づき公園の管理運営を行うことを前提に、運営委員会が設置・管理・運営する施設です。公園施設として以下の機能を備える必要があります。

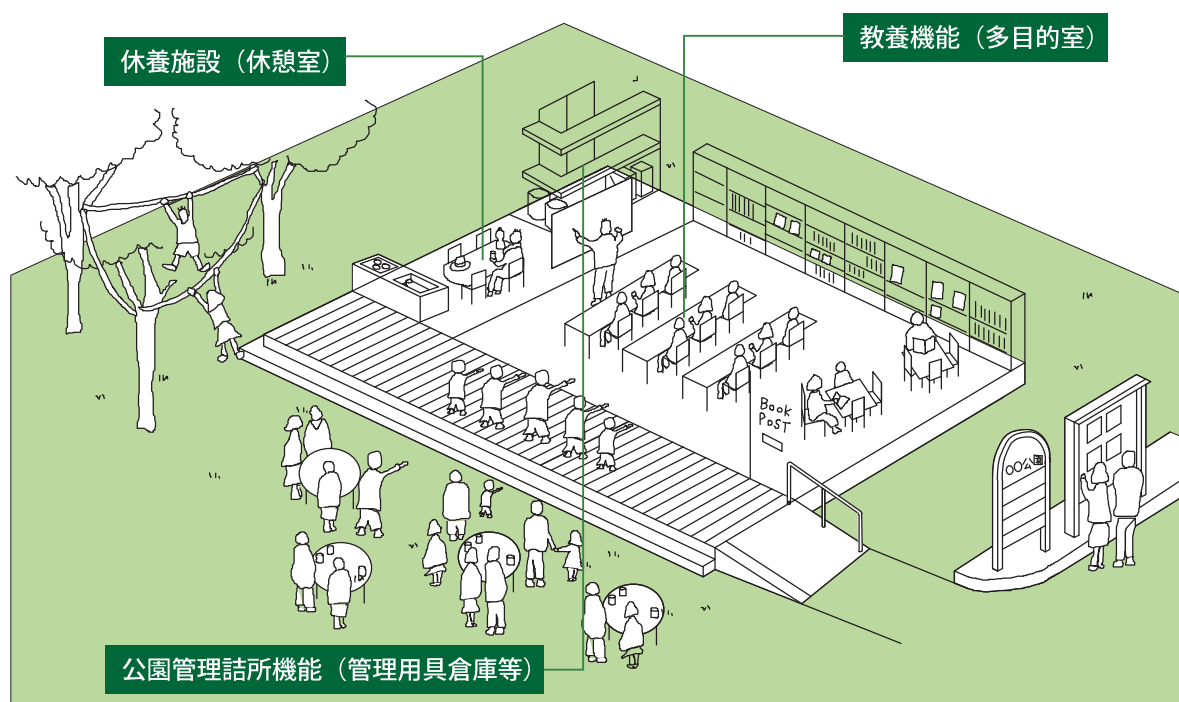
○「休養施設（休憩室、テラス、授乳室等）」又は「教養施設（図書室、体験学習室等）」

※休養施設・・・休憩室、テラス、授乳室などの機能を有するもの

※教養施設・・・図書室、体験学習室などの機能を有するもの

※ただし、これら以外に公園管理のための施設としての機能の併設を妨げるものではありません。

●パークハウスのイメージ



2. パークハウスの設置条件

さらなる公園の活性化のためにパークハウスを設置することを望まれる場合、以下の設置条件を満たすことが審査にて認められれば、特別にパークハウスの設置が許可されます。設置条件の詳細は「パークハウスガイドライン」を別途で参照ください。

<主な設置条件>

- コミュニティパーク事業を実施してから1年以上の適切な管理運営の実施
- 利用圏域自治会・町内会の同意
- 公園隣接者全員の同意
- パークハウスの所有者となる自治会・町内会の地縁団体としての法人格の取得
- 資金収支計画書の策定（設置、運営、修繕、撤去を含めた計画が確認できること）
- パークハウス利用計画の策定
- パークハウスガイドラインの規定を満たす配置、構造、仕様となった建築計画

※事業開始後1年以上経過後に同意確認

ガイドライン

配置：公園内に死角がでにくい

既存の公園機能を阻害しない

規模：建築面積が公園面積の10%未満

仕様：デッキを設け公園と一体的に利用

開口部は掃き出し窓とし、高い開口率を確保

構造：平屋建て

など

※なお、設置にあたっては、建築確認申請を含むその他の法令手続きも必要となります。

詳しくは

※パークハウスの詳細は「パークハウスガイドライン」をご参照ください。

福岡市 パークハウスガイドライン

検索



3

コミュニティパーク事業に関する Q&A

コミュニティパーク事業を始めるにあたって

Q1 コミュニティパーク事業をはじめたら、利用圏域以外の人には公園を利用できなくなりますか？

主な利用者となる利用圏域の方々に公園のルールや使い方、管理について話し合い、管理運営をやっていただくもので、公園の利用者を制限するものではありません。新しく決まった公園のルールの中で、誰でも自由にご利用いただけます。

A

Q2 地域の意見がまとまらなかった場合、コミュニティパーク事業が実施できないこともありますか？

公園の使い方に大きく関わるため、地域のみなさんの意向と合意のもとで進められる事業となっております。みなさんでしっかり話し合う必要があります、まとまらない場合などは実施できないこともあります。

A

Q3 コミュニティパーク事業の実施にあたって、補助金がありますか？

コミュニティパーク事業に関する補助金はございませんが、公園全体の管理をしていただくことになるため、公園愛護会としての草刈りや中低木の剪定、トイレ清掃などの活動を対象とした報償金制度を活用いただけます。

A

Q4 これまで地域でやっていた公園愛護会はどうなりますか？

愛護会はコミュニティパーク事業の運営委員会に統合していただくことになります。

A

Q5 コミュニティパーク事業をはじめても、継続できなくなったときはどうすればよいですか？

運営委員会で話し合ってください、継続できないということになれば、協定を解除し、やめることもできます。自治協議会や地域住民へお知らせして、従来の愛護会や行政による公園の管理運営に戻ります。
また、みなさんがコミュニティパーク事業で設置した施設などがある場合は撤去し、元の状態に戻していただく必要があります。

A

Q6

公園利用ルールと管理運営体制づくりのためのワークショップの呼びかけは自治会回覧板でもよいですか？

自治会の会員だけでなく、利用圏域にお住いのみなさんに関わる話となるため、お知らせは全戸のみなさんに行き届くようにしていただく必要があります。

A

Q7

運営委員会のメンバーはどうやって決めたらよいですか？

ワークショップなどで利用圏域の住民のみなさんの意見を踏まえ、単位自治会・町内会や公園愛護会、その他利用圏域の住民から構成される運営委員会を結成していただくこととなりコミュニティパーク事業協定書の締結により決定されます。

A

Q8

話が早くまとまりそうなので、ワークショップの開催を1回だけで、コミュニティパーク事業の協定締結を行いたいのですが、問題ないですか？

公園の利用方針や管理運営体制づくりについては、協定の重要な部分となるため、より多くの利用圏域内のみなさんの意見を集め、みなさんの納得のいく内容にする必要があります。幅広い意見を集めるためにも複数回の開催は必要です。

A

Q9

コミュニティパーク事業を実施している公園で、運営委員会以外の人イベントなどを実施したいときはどうしたらよいですか？

公園の運営委員会に相談して、運営委員会による利用調整と市の許可を受けることが必要です。営利目的の活動であったり、公園での実施にそぐわない場合など内容によって利用できないこともあります。

A

利用圏域、自治会・町内会、運営委員会について

Q10

利用圏域はどうやって決めたらよいですか？

公園には規模により、街区公園では半径 250m、近隣公園では半径 500m など概ね利用が想定される目安となる範囲がございます。この範囲をもとに地形や地域の実情、対象となる町内会の意見などを踏まえ、自治協議会の意見を聞きながら、市と協議して決めていくことになります。

A

コミュニティパーク事業の手続きについて

Q11 利用圏域が複数の自治会・町内会にまたがりそうだが、コミュニティパーク事業の実施は可能か、またどのように進めたらよいですか？

利用圏域に複数の自治会・町内会があってもコミュニティパーク事業は実施できます。公園利用が想定される範囲の自治会・町内会にお声掛けをして、利用圏域としてルールづくりや管理運営体制をつくる話し合いに参加するのか確認をする必要があります。参加を表明する自治会・町内会の範囲をもとに利用圏域を設定していきます。

A

Q12 利用圏域が隣の校区にまたがりそうだが、どのように進めたらよいですか？

隣接する校区の自治協議会に、該当する自治会・町内会を利用圏域に含めるのか意向を確認する必要があります。利用圏域に含める場合は、協定書を締結する際に両校区の自治協議会の承認が必要となり、含めない場合はその事跡がわかる資料等（議事録や覚書、運営委員会の確認）が必要となります。

A

Q13 周辺自治会が利用圏域に入るかどうかの判断はどういった手続きにより行ったらよいですか？

各自治会・町内会の判断となり、最終的に自治協議会の承認が必要となります。会長や役員会の判断で決める地域や総会で確認する地域もあるなど、それぞれの地域の実情におまかせしております。

A

Q14 希望している自治会だけで利用圏域を設定して、コミュニティパーク事業をやりたいのですが、問題ないですか？

利用圏域は周辺の自治会・町内会を排除して設定することはできません。公園利用が想定される周辺自治会・町内会の意向を確認して、自治協議会の承認を得て決定する必要があります。

A

Q15 隣の町内から公園の管理や資金の負担はしたくないので、利用圏域には入れてほしくないと言われているので、利用圏域から外しても問題ないですか？

利用圏域は主に公園を利用されている地域の方々の意見をいただくために設定しているもので、必ずしもその圏域内の自治会・町内会に運営委員会に入っていたき、負担を求めるものではありません。多くの利用者の意見を反映させるためにも、該当する自治会・町内会に主旨を理解していただくようお願いいたします。

A

Q16 複数の自治会・町内会が合同で運営委員会を立ち上げることはできますか？

利用圏域内の複数の自治会・町内会が合同で運営委員会を結成することはできます。

A

Q17 運営委員会に自治会や町内会以外が参加することは可能ですか？

運営委員会には、対象公園に関係の深い方々が参加することが望ましいと考えており、自治会・町内会以外にも、校区自治協議会、公園愛護会、花壇管理団体、公園利用団体（ソフトボール、グラウンドゴルフなど）が参加されることを想定しております。また、公園近隣の民間企業が地域活動の一環として運営委員会に参画することも考えられます。

A

公園の管理・運営について

Q18 遊具の点検をしなければならないが、破損などで事故があった時に責任を負うことになるのですか？

遊具の点検は施設を安全に利用していただくため、みなさんからの不具合の早期発見や地域の安全管理意識の向上のために行っていただいております。地域が責任を負うものではありません。定期的な安全点検や不具合などの補修は市で対応します。不具合等がございましたらご連絡ください。

A

Q19 公園内で収益が発生するようなイベントを行うことは可能ですか？

公園の賑いづくりや地域のコミュニティの活性化のためのイベントとして、運営委員会が主催するものであれば、収益行為を伴うイベントも、年間 30 日、連続 5 日間の範囲内で実施可能としております。

A

パークハウスの設置について

Q20 パークハウスに集会所をつくりたいのですが、パークハウスを活用できますか？

パークハウスは、公園施設として誰もがいつでも自由に使える施設として地域による設置が認められるものです。その中で、集会機能を持たせることは可能ですが、公園と一体的に活用できるよう必ずデッキを設けるなど、いくつかの条件がございますので、ご不明な点等ございましたら、みどり活用課にご相談ください。

A

Q21 パークハウスを設置する際に、「福岡市集会施設補助金制度」を利用することはできますか？

各種要件に該当する場合、利用することができます。詳しくは、各区役所地域支援課へお問い合わせください。

A

Q22 コミュニティパーク事業の検討を始めてから、パークハウスを設置するまでには、どれくらいの時間がかかりますか？

事業の検討を始めてから、地域の意見をまとめコミュニティパーク事業の協定を締結するまでに最低でも3～4ヶ月かかります。パークハウスを設置するには、その協定締結から1年の実績が必要で、必要条件が整っているか審査を経たのち、パークハウスの協定を締結することができるようになります。そこから設置、建設に関わる手続きに着手できるようになりますので、地域の実情にもよりますが、条件が整っていたとして、早くても2年程度はかかるものと思われます。

A

パークハウス設置の条件について

Q23 パークハウスをつくるためには、コミュニティパーク事業をやらなければならないですか？

パークハウスは、コミュニティパーク事業をやらなければ設置できません。パークハウスはコミュニティパーク事業を実施する公園で、公園の運営管理活動をさらに発展させるために、地域が設置できる公園施設となります。設置にはコミュニティパーク事業を始めてから1年の実績が必要などいくつかの条件がございますので、ご不明な点等ございましたら、みどり活用課にご相談ください。

A

Q24 隣接者の同意はどうして必要なのですか？

パークハウスの設置によりそれまで隣接者が考えていた公園とは機能や使い方、性質が異なってくるため、隣接者の住環境等に多大な影響を及ぼす可能性があります。持続性の高い施設であるため、隣接者の理解を得るためにも同意をいただくことが必要となります。

A

パークハウスの運営について

Q25 パークハウスはいつでも開いてないといけないですか？

公園施設としてのパークハウスの主旨に鑑みて、毎日使えることが理想ですが、利用者の多い土日や放課後を含めて週5日程度は開所するべきと考えております。

A

Q26 パークハウスの利用者が、主に地元の人ばかりになってしまうことは問題ないですか？

公園の利用者がもっぱら周辺の地域住民ばかりの場合、結果としてそのような利用状況になってしまうこともあるかと思いますが、地域外の方も自由に利用できる雰囲気づくりが必要となります。

A

Q27 パークハウスは利用圏域以外の人にも使わせないといけないのですか？

パークハウスは誰もが利用できる公園施設となります。特定の方の利用には限定できません。

A

Q28 パークハウスを設置した後で、コミュニティパーク事業が継続できなくなった場合、どうなりますか？

コミュニティパーク事業が継続できなくなった場合はパークハウスを撤去し、公園をもとの状態に復旧していただく必要があります。

A

●コミュニティパーク事業に関する窓口

福岡市 住宅都市みどり局みどり推進部みどり活用課

〒810-8620 福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号

TEL：092-711-4367 FAX：092-733-5590

E-mail：midorikatsuyou.HUPB@city.fukuoka.lg.jp

●公園の管理や愛護会に関する窓口（各区役所の公園管理者）

担当課	所在地	電話番号	FAX 番号
東区役所維持管理課	福岡市東区箱崎 2 丁目 54 番 1 号	092-645-1058	092-632-8999
博多区役所維持管理課	福岡市博多区博多駅前 2 丁目 9 番 3 号	092-419-1063	092-441-5603
中央区役所維持管理課	福岡市中央区大名 2 丁目 5 番 31 号	092-718-1085	092-718-1079
南区役所維持管理課	福岡市南区塩原 3 丁目 25 番 1 号	092-559-5093	092-559-5096
城南区役所維持管理課	福岡市城南区鳥飼 6 丁目 1 番 1 号	092-833-4081	092-822-4095
早良区役所維持管理課	福岡市早良区百道 2 丁目 1 番 1 号	092-833-4337	092-841-6687
西区役所管理調整課	福岡市西区内浜 1 丁目 4 番 1 号	092-895-7048	092-882-6135

コミュニティパーク事業の手引き

令和 2 年 3 月発行

令和 6 年 4 月改訂

福岡市 住宅都市みどり局みどり推進部みどり活用課